

## 子育て短期支援事業について

### 1 目的

2歳から小学生までの子供を持つ保護者が、就労や疾病等の理由で、一時的に子供を養育することができない場合に実施している子育て短期支援事業（ショートステイ事業）について、対象を2歳未満の子供にも拡大し、保育サービスの充実を図る。

### 2 対象

区内在住の0歳から2歳未満の子供

### 3 開始時期

平成27年10月（予定）

### 4 定員

1人/日

### 5 実施方法

都内乳児院への委託

### 6 利用料金

1泊2日：6,000円（以降1日ごとに3,000円加算）

減免制度について

生活保護受給世帯：免除 住民税非課税世帯：半額